

基本理念（第3条）

- 認知症の人の意思が尊重され、尊厳と希望を保持し、自分らしく暮らせるまちをめざします。
- 認知症に関する正しい知識や理解に基づき、認知症の人やその家族と地域の人達がともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現をめざします。
- 認知症の人が自分の意思により、その能力を生かして社会参加をすることができる環境をつくります。

市の責務（第4条）

- 認知症施策を総合的に計画性を持って実施
- 実施に当たっては、認知症の人やその家族の想いを尊重し取り組む
- 施策の実施状況の評価、効果検証、見直し
- 認知症施策を推進する上で必要な財政上の措置

市民の役割（第5条）

- 認知症は年齢に関わらず誰もがなりうるものであることを認識し、認知症についての正しい知識と理解を深める
- 認知症への備えを意識した日常生活を送り、住民相互の交流や見守りへの積極的に参加

事業者の役割（第6条）

- 従業者が認知症の正しい知識を習得し、個別に適切な対応が行えるよう育成
- 認知症の人やその家族が日常生活で必要なサービスが利用できる体制を構築
- 認知症の人が自らの意思で能力を活用できるよう、特性に応じた配慮

認知症と伴にあゆむ 笑顔のまち

関係機関の役割（第7条）

- 認知症の専門的な知識や高い対応力を持った人材の育成
- 他の関係機関と連携しながら認知症の人やその家族に応じた支援

地域組織の役割（第8条）

- 認知症の人やその家族が地域での生活が続けられるよう、住民相互の交流や見守り
- 認知症の人やその家族が交流や活動が出来る場やコミュニティづくり

条例における認知症施策や取組み

- ◆ 理解の促進 幅広い年齢層や職域において認知症サポーターの養成、認知症の本を読もう（感想文・絵）コンクール
様々な媒体を活用した情報発信
- ◆ 権利擁護・尊厳保持 従業者や地域住民の認知症に対する正しい知識と理解の促進、認知症の人の活躍の場づくり
- ◆ 地域づくり・社会参加 認知症カフェ、認知症サポーター交流会、認知症サポーターチームオレンジ、認知症介護家族の交流会
若年性認知症本人交流会
- ◆ 医療・介護 認知症サポート医との連携、認知症初期集中支援チーム